

南城市社会福祉大会表彰規程

1. 表彰・感謝の目的

南城市の社会福祉事業のための功労があり、また他の模範となる個人（故人・現存者を問わず）団体を表彰するほか感謝状を贈呈してその功労を讃え、あわせて社会福祉事業の推進に寄与することを目的とする。

2. 表彰・感謝の方法

- (1) 表彰又は感謝は、南城市社会福祉大会の席上においてこれを行う。
- (2) 表彰又は感謝は、大会長名の表彰状又は感謝状を贈呈してこれを行う。

3. 表彰・感謝対象の範囲

- (1) 特別功労者
 - ア 社会福祉施設、社会福祉団体等の役員で、その功労顕著な者
 - イ 社会福祉事業に対する貢献又は奉仕活動が特に顕著な者及び団体
 - ウ 社会福祉事業に多額の金品を寄附し、その振興に貢献した者及び団体
 - エ 共同募金運動に対する貢献又は奉仕活動が特に顕著な者及び団体
- (2) 民生委員・児童委員永年勤続功労者
民生委員・児童委員として6年以上在任した者
- (3) 優良地域福祉団体及び個人
社会福祉に関する活動が優良で、他の模範となる地域福祉団体及び個人
- (4) 自立更生者
 - ア 不自由な身体にもかかわらず、努力の結果自立更生した者
 - イ 社会的逆境を克服し、自立更生した者

4. 被表彰・感謝の推薦及び決定

- (1) 被表彰・感謝候補者の推薦は、各区・自治会、関係機関・社会福祉施設団体の長、南城市社会福祉大会準備委員会がこれを行う。
- (2) 被表彰・感謝の決定は、前項により推薦されたものの中から準備委員会でこれを行う。

5. 被表彰・感謝の制限

過去において本大会の表彰（感謝）を受けた者及び団体は、同一事項について再度表彰（感謝）されない。又、沖縄県社会福祉大会等上位表彰（感謝）を受けた者を除く。ただし、社会福祉事業に多額の金品を寄附し、その振興に貢献した者及び団体はその限りではない。

6. 本規定の施行に関する細則は別に定める。

附則

- 本規程は、平成21年9月11日から施行する。
本規程は、平成24年10月18日から施行する。
本規程は、平成27年11月6日から施行する。
本規程は、平成30年10月11日から施行する。